

精神科に通院されている方の 地域生活ハンドブック

～制度と福祉サービスのご案内～



大和市イベントキャラクター
ヤマトン

大和市 障がい福祉課

【ご利用にあたって】

この冊子は、大和市内にお住いの精神障害者保健福祉手帳の交付、または、精神疾患のある方とその家族の方が利用できる主な福祉制度・関係機関を紹介するものです。

記載内容を最小限にとどめてありますので、詳細についてはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

※身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方とその家族には、別冊子があります。

もくじ

1. 精神障害者保健福祉手帳	5
2. 医療費の給付	
(1) 自立支援医療費（精神通院医療）	6
(2) 心身障害者医療費助成制度	8
(3) 精神障害者入院医療援護金	9
(4) 高額療養費制度	9
(5) 入院時の食事療養費減額制度	9
(6) 後期高齢者医療制度	10
3. 日常生活用具	11
4. 年金・手当等	
(1) 障害基礎年金（国民年金）	12
(2) 特別障害給付金	13
(3) 特別障害者手当（国制度）	13
(4) 障害児福祉手当（国制度）	14
(5) 神奈川県在宅重度障害者等手当（県制度）	14
(6) 大和市障害者福祉手当（市手当）	16
(7) 特別児童扶養手当（国制度）	17
(8) 心身障害者扶養共済（県制度）	18
5. 税金の特別措置	
(1) 所得税・市県民税に関する所得控除	20
(2) 利子等の非課税	20
(3) 相続税	20
(4) 自動車税（軽自動車税）種別割、環境性能割	21
6. 交通	
(1) 福祉タクシー利用券	23
(2) タクシー料金の割引	23
(3) 国内航空運賃の割引	24
(4) 自動車燃料費の助成	24
(5) 移動制約者の外出介助サービス	25
(6) 駐車禁止除外指定車の標章	25
7. 暮らし・住まい	
(1) NHK放送受信料の減免	26
(2) 水道料金の減免	27
(3) 引地台温水プールの無料利用	27
(4) ゆとりの森駐車場の無料利用	27
(5) 文化施設の入場料の免除	27
(6) 大和市あんしん賃貸支援事業	28

(7) 神奈川県営住宅の優遇措置	28
8. 日常生活の援助	
(1) 紙おむつの支給	29
(2) 大和あんしんセンター（日常生活自立支援事業）	29
(3) ふれあい案内（無料番号案内）	30
(4) 携帯電話料金の割引	30
(5) ニュー福祉定期貯金	30
(6) 生活福祉資金の貸付	31
(7) 成年後見制度利用支援事業	31
(8) 障がい者歯科診療	31
(9) 避難行動要支援者支援制度	32
(10) 車いすの貸出	32
(11) 神奈川県障害者スポーツ大会	32
9. 障害者総合支援法、児童福祉法による各種障がい福祉サービスの給付等	
(1) 障害者総合支援法による介護給付・訓練等給付	33
(2) 通所訓練費	33
(3) グループホーム等の家賃助成	33
10. 相談	
(1) 相談支援事業所 「なんでも・そだん・やまと」	34
(2) 地域活動支援センター「ポピー」	35
(3) 地域の相談窓口	35
・大和市障がい福祉課	35
・大和市民自殺防止相談電話	35
・厚木保健福祉事務所大和センター	35
・神奈川県精神保健福祉センター	36
・精神科救急医療情報窓口	36
・神奈川県発達障害支援センター かながわエース	36
(4) 障害者虐待防止センター	37
(5) 発達相談	37
(6) 当事者の会・家族の会など	38
・やまとまと（当事者会）	38
・NPO法人 大和さくら会（家族会）	38
・「窓」クラブ	38
11. 就労	
(1) 就労相談	39
(2) 神奈川障害者職業能力開発校	39
12. 市内医療機関（精神科・メンタルクリニック）一覧	40
13. 障がい者に関するマーク	41
14. こころの体温計	41
【参考等】	
○マイナンバー（個人番号）制度についてのご案内	42

【障害等級別該当事業一覧】

この表は、障害の等級によって該当する一部の事業を表した早見表です。実際には所得の制限などの条件がある場合があります。早見表に掲載していない事業もありますので、詳しくは、各ページに記載のあるそれぞれの窓口にお問い合わせください。

<凡例>

○：適用される △：一部適用される場合がある ×：適用されない

		1級	2級	3級	ページ
手帳	精神障害者保健福祉手帳	○	○	○	5
医療費の給付	自立支援医療費（精神通院医療）	○	○	○	6
	心身障害者医療費助成制度（64歳以下で手帳の交付を受けた方）	○	×	×	8
	精神障害者入院医療援護金制度	○	○	○	9
	高額療養費制度	○	○	○	9
	入院時の食事代減額制度	○	○	○	9
	後期高齢者医療制度	○	○	×	10
日生具	日常生活用具の給付	△	△	△	11
年金・手当等	障害基礎年金	○	○	△	12
	特別障害給付金	△	△	△	13
	特別障害者手当（国制度）	△	△	×	13
	障害児福祉手当（国制度）	△	△	×	14
	神奈川県在宅重度障害者等手当（県制度）	△	△	×	14
	大和市障害者福祉手当（市手当）	○	○	×	16
	特別児童扶養手当（国制度）	詳細はお問合せください			17
税金	心身障害者扶養共済（県制度）	○	○	○	18
	所得税・市県民税に関する所得控除	○	○	○	20
	利子等の非課税	○	○	○	20
	相続税	○	○	○	20
交通	自動車税・自動車取得税の控除	○	×	×	21
	福祉タクシー利用券	○	×	×	23
	タクシー料金の割引	○	○	○	23
	国内航空運賃の割引	○	○	○	24
	自動車燃料費の助成	○	×	×	24
	移動制約者の外出介助サービス	○	○	○	25
暮らし・住まい	駐車禁止除外指定車の標章	○	×	×	25
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	26
	水道料金の減免	○	△	×	27
	引地台温水プールの無料利用	○	○	○	27
	ゆとりの森駐車場の無料利用	○	○	○	27
	文化施設の入場料の免除	○	○	○	27
	大和市あんしん賃貸支援事業	○	○	○	28
生活	神奈川県営住宅の優遇措置	○	○	○	28
	紙おむつの支給	○	×	×	29
	大和あんしんセンター（日常生活自立支援事業）	○	○	○	29
	ふれあい案内（無料番号案内）	○	○	○	30
	携帯電話料金の割引	○	○	○	30
	ニュー福祉定期貯金	○	○	○	30
	生活福祉資金の貸付	○	○	○	31

	成年後見制度利用支援事業	○	○	○	31
	障がい者歯科診療	○	○	○	31
	避難行動要支援者支援制度	○	○	○	32
	車いすの貸出	○	○	○	32
	神奈川県障害者スポーツ大会	○	○	○	32
給付等	障害者総合支援法による介護給付・訓練等給付	○	○	○	33
	通所訓練費	○	○	○	33
	グループホーム等の家賃助成	○	○	○	33
相談	相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」	○	○	○	34
	地域活動支援センター ポピー	○	○	○	35
	地域の相談窓口	○	○	○	35
	障害者虐待防止センター（大和市障害者自立支援センター内）	○	○	○	37
	発達相談	○	○	○	37
就労	当事者の会・家族の会など	○	○	○	38
	就労相談	○	○	○	39
	神奈川県障害者職業能力開発校	○	○	○	39
その他	市内医療機関（精神科・メンタルクリニック）一覧	○	○	○	40
	障がい者に関するマーク	○	○	○	41
	こころの体温計	○	○	○	41

1. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認められた方に交付されるものです。自立や社会復帰、社会参加の促進を図るためにさまざまな福祉サービスが受けられるようになります。

① 対象者

精神疾患を有するかたのうち、精神障がい（発達障害・てんかん含む、知的障害を除く）のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

② 障害等級

障害の程度により1級から3級までに認定されると、神奈川県より精神障害者保健福祉手帳が発行されます。

③ 申請に必要なもの

必要なもの		備考
どちらか	診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 初診日から6か月を経過しており、診断書の作成日が申請日から3か月以内のもの	障がい福祉課窓口に書式があります 神奈川県のホームページからダウンロードしたものを使 いいただくことも可能です。
	年金証書・年金振込通知書等	精神障がいを事由とした障害年金（基礎・厚生）もしくは特別障害給付金を現に受給していること
写真 縦4cm×横3cm 脱帽・上半身、申請日から1年以内に撮影したもの		①更新者でお持ちの手帳の更新欄に空欄がある場合は、そのまま使用することができます（写真不要）。県の承認後、新しい有効期限を押印します。 ②等級が変わった場合は、写真が必要です。 ③紙形式の手帳からカード形式の手帳への切り替えする場合は、写真が必要です。 ※カード形式の手帳は白黒写真で発行されます。
個人番号（マイナンバー）確認書類		※42ページ参照
本人確認書類		
精神障害者保健福祉手帳（更新・再認定の方）		新規申請の方は不要です

④ その他

精神障害者保健福祉手帳の更新は2年に1回です。有効期限の3か月前から手続きできます。

手帳の承認・交付まで、申請から2か月～3か月程度かかりますので、お早めに手続きしてください。

ご本人以外の申請には、申請書等に記名押印が必要な場合があります。

⑤ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

★手続きのワンポイント★

状況により、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）で手帳と自立支援医療の両方の申請ができることがあります。

詳細は、障がい福祉課にお問合せください。



2. 医療費の給付

(1) 自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患で通院されている方が、安定して治療を受けることができるよう、健康保険診療の一部を公費が負担し、指定医療機関の窓口で支払う自己負担額が軽減される制度です。

① 対象者

精神疾患（てんかんを含む）により、継続的な通院治療を必要とする方が対象です。

ただし、市民税（所得割）が年23万5千円以上の「世帯」の方は、原則として対象外となります。高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合に限り、経過的措置（令和9年3月31日まで）により対象となります。

② 自己負担

自己負担は、原則、通院による健康保険診療の1割です。ただし、「世帯（※）」の所得によって月額自己負担上限額が設定されます。

月額自己負担上限額とは、1割の負担合計額がその方の月額負担上限額に達した後は、その月に限って、それ以上の負担をしていただく必要はないというものです。

※自立支援医療制度における「世帯」とは医療保険単位であり、住民票の世帯とは異なります。

例1：受診者本人が国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している場合

→住民票の世帯で、同じ保険証の方全員の所得（市民税所得割）を合算し算出します。

例2：受診者本人が健康保険（社会保険）に加入している場合

→加入している健康保険の被保険者の所得（市民税所得割）で算出します。

■月額自己負担額

生活保護 世帯	市民税非課税 本人収入（★） 80万円以下	市民税非課税 本人収入（★） 80万円超	市民税（所得割） 3万3千円未満	市民税（所得割） 3万3千円以上 ～23万5千円未満	市民税（所得割） 23万5千円以上	
生活保護 0円 (自己負担なし)	低所得1 負担上限額 2,500円 まで	低所得2 負担上限額 5,000円 まで	負担上限額は、 医療保険の自己負担限度額と同じ	自立支援医療制度 の対象外		
			重度かつ継続	中間所得層1 負担上限額 5,000円 まで	中間所得層2 負担上限額 10,000円 まで	一定所得以上（経過措置） 負担上限額 20,000円 まで

★本人収入とは、①地方税法上の合計所得金額（市町村民税額を決める際に算出される所得）

②所得税法上の公的年金などの収入金額（老齢年金など、課税される年金等の収入）

③厚生労働省令で定める給付（課税されない収入の中で厚労省が定めたもの。障害年金、遺族年金、労災による障害補償、特別障害給付金、障がいを事由として給付されている各手当など）の合計額をいいます。

※ 受診者本人が18歳未満の場合には保護者の収入で判断します。

③ 重度かつ継続とは

「継続的に治療を必要とし、高額の医療費負担が発生する方」と認められると、経済的負担の軽減のため、月ごとの自己負担額に上限が設けられます。認められない場合は、自立支援医療の対象ですが、1割負担の限度額が医療保険の負担限度額までとなります（市民税（所得割）が23万5千円以上の場合は制度の対象外）。

④ 申請に必要なもの

必要なもの	備考
自立支援医療診断書（精神通院医療用） (診断書は2年に1回必要になります。ただし、有効期限が切れてから1ヶ月を経過しての更新申請の場合、 <u>次回更新時診断書「不要」でも診断書が必要になります。</u>)	障がい福祉課窓口に、神奈川県指定の書式があります。指定医療機関で書いてもらってきてください。神奈川県のホームページからダウンロードしたものを使用いただくことも可能です。 ★精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」で手帳と自立支援医療の両方の申請ができます。詳細はお問合せください。
健康保険証または生活保護受給者証	受診される方ご本人のものをお持ちください
病院・薬局がわかるもの	診察券・お薬手帳など、名称と所在地がわかるもの (更新で医療機関・薬局が変わらない方は不要)
自立支援医療受給者証（精神通院医療） <u>※更新・再認定の方</u>	新規申請の方は不要です
個人番号（マイナンバー）確認書類	※42ページ参照
本人確認書類	

※申請書は障がい福祉課窓口にあります。

⑤ 医療機関・薬局等について

- 1) 指定自立支援医療機関の中から利用者があらかじめ選択した医療機関（デイケア・薬局・訪問看護を含む）でのみ、適用になります。受給者証に記載されていない病院・薬局等では適用になりません。
また、次の場合も自立支援医療の適用外となります。
 - ・受給者証に記載のない医療機関で発行された処方せんを、受給者証に記載された薬局で受け取ったとき
 - ・受給者証に記載されている医療機関で、自立支援医療の対象とならない診療や処方せんを受けたとき
- 2) 利用する医療機関を変更する場合は、変更の申請が必要です。障がい福祉課の窓口で変更申請した日から適用になります（さかのぼっての変更はできません）。

⑥ 有効期限と更新について

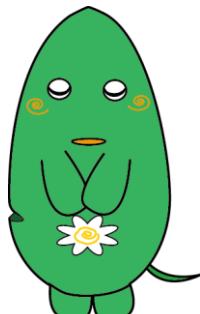
受給者証の有効期限は1年間です。更新手続きは、期限の切れる3か月前から可能です。更新のお知らせはありませんので、有効期限をご自身で確認のうえ手続きをしてください。

例：有効期限が5月31日の場合は3月1日から手続きが可能です。

⑦ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

★手続きのワンポイント★

受給者証の交付まで、申請から2か月～3か月程度かかりますので、お早めに手続きしてください。



(2) 心身障害者医療費助成制度（入院医療費は助成対象外）

病院などの通院で診療を受けた場合に、健康保険診療のうち自己負担分を助成します。

※入院医療費、高額療養費、家族療養費附加金、入院時食事療養費、入院時生活療養費は助成の対象外です。

① 対象者

精神障害者保健福祉手帳1級の方。助成対象の方には、心身障害者医療証を交付します。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、助成の対象外です。

- ・65歳以上で新たに障がい者に認定された方、ただし、65歳に達する以前から、障がい者に認定されている方は、助成の対象となります。
- ・本人の所得が一定以上あるときは対象外となります。（P.15 参照）
- ・生活保護を受給中の方

② 手続きに必要なもの

精神障害者保健福祉手帳（有効期限内のもの）、健康保険証、印鑑、預金通帳、

個人番号（マイナンバー）確認書類（P. 42 参照）

③ 助成を受ける方法

県内の医療機関を受診した場合	医療機関の窓口で、健康保険証と心身障害者医療証を提示すれば、医療費の自己負担分を支払わずに診療等が受けられます。また、心身障害者医療証が利用できない医療機関の診療を受けた場合は、県外の医療機関を受診した場合の方法で返金します。
県外の医療機関を受診した場合	県外の医療機関で診療を受けた場合や、他の公費を使い自己負担分を支払った場合は、返金（口座振替）します。以下のものをお持ちください。 <ul style="list-style-type: none">・心身障害者医療証・自己負担分を支払った領収書の原本（「受診者氏名」「保険点数」「診療日」「金額」が記載されているもの）・預金通帳など振込先がわかるもの（事前に登録済の場合不要）・印鑑（口座名義の方のもの、認印可）・健康保険からの高額療養費、附加給付金支給決定通知書（該当する場合）

④ その他

- ・心身障害者医療証は、1年に1度、自動更新します。資格がある方には、有効期限内に新しい心身障害者医療証を送付します。なお、精神障害者保健福祉手帳の期限が切れると、利用ができなくなりますので、更新手続きをしてください（1級の判定が必要となります）。
- ・加入している健康保険やその記号・番号、また住所・氏名等が変わったときには、すみやかに届出ください。
- ・心身障害者医療証を紛失した場合など、再交付には、精神障害者保健福祉手帳と本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証など）をお持ちください。
- ・市外に転出したときや、障がいの程度が該当しなくなったとき、死亡したときには、心身障害者医療証の返還が必要です。

⑤ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

★手続きのワンポイント★

疾病の内容により、ほかの公費による医療費助成（自立支援医療を含む）を利用できる場合は、その制度を優先的に利用してください。その際に支払った自己負担分は、心身障害者医療費助成の対象となります。

(3) 精神障害者入院医療援護金

① 内容

精神疾患で病院に入院している人は、月1万円の医療援護金を受けることができます。

対象となるのは、精神疾患で精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に月の初日から末日まで入院している人で、医療費の自己負担額が月額1万円以上の人です。ただし世帯全員の前年の所得税の合算額が87,000円以下であること等の制限があります。

② 問い合わせ先

- ・入院している病院の窓口
- ・神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 精神保健医療グループ
TEL：045-210-4727

(4) 高額療養費制度

① 内容

月の初日から末日までの一か月間に医療機関の窓口で支払われた一部負担金（食事代や差額ベッド代などの保険がきかない費用を除いた金額）が、所得や年齢に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合、超えた分の金額が加入している健康保険から支給（払い戻し）される制度です。

事前に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けると、医療機関の窓口での支払いが限度額までになります。

② 問い合わせ先

- ・大和市の国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
保険年金課（市役所本庁舎1階） TEL：046-260-5115（国民健康保険の方）
TEL：046-260-5122（後期高齢者医療の方）
- ・健康保険証（社会保険）をお持ちの方
加入している健康保険組合にご相談ください

(5) 入院時の食事療養費減額制度

① 内容

世帯の所得状況により、入院中の食事療養費（食事代）が減額されることがあります。

② 問い合わせ先

- ・大和市の国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
保険年金課（市役所本庁舎1階） TEL：046-260-5115（国民健康保険の方）
TEL：046-260-5122（後期高齢者医療の方）
- ・健康保険証（社会保険）をお持ちの方
加入している健康保険組合にご相談ください

(6) 後期高齢者医療制度

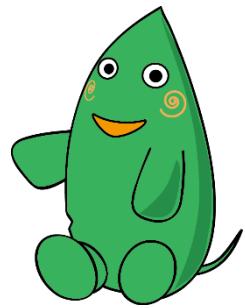
① 内容

通常75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に一定の障がいがある方（精神障害者保健福祉手帳1級および2級をお持ちの方など）は65歳から加入することができます。医療機関にかかるときの自己負担割合は、医療費の1割、2割または3割です。自己負担割合は、毎年8月1日にその年度の市・県民税の課税所得によって判定しています。（注意）後期高齢者医療制度に加入すると、今まで自分で保険料を支払っていなかった健康保険の被扶養者の方も、新たに後期高齢者医療制度の保険料を支払う必要があります。健康保険の加入状況などによっては、負担増となる場合もあるため、事前にご相談ください。

② 問い合わせ先 保険年金課（市役所本庁舎1階）TEL：046-260-5122

★手続きのワンポイント★

医療費については、公費助成制度のほか、健康保険組合で手続きできる制度があります。詳しくは、加入している健康保険組合にご相談ください。



【MEMO】

3. 日常生活用具

日常生活用具の給付

① 利用できる方

原則、在宅の障がい児者（一部施設入所者も可）

ただし、市民税所得割額が46万円以上の世帯（※）は、対象外となります。

※世帯は、本人が18歳以上の場合には本人およびその配偶者、18歳未満の場合には、児童を扶養する生計中心者とその配偶者を言います。

② 内容

次の日常生活用具の給付を受けることができます。助成を希望される方は、必ず事前に申請してください。

品目	耐用年数	上限額	等級	対象者
頭部保護帽	3	12,160円	1・2・3	発作等により転倒する方
火災警報機	8	15,500円	1・2	障がい者世帯
自動消火器	8	28,700円	1・2	・準障がい者世帯

③ 費用

原則として、購入金額の10%は自己負担となります。18歳未満（児童）の場合は、負担額は5%で、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は、自己負担はありません。

④ 手続きに必要なもの

見積書、医師意見書、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

印鑑、市県民税課税非課税証明書、マイナンバー関連書類（P. 42 参照）

※なお、医師意見書と市民税課税非課税証明書は省略できる場合があります。

⑤ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5666

4. 年金・手当等

(1) 障害基礎年金（国民年金）

① 支給要件

- (ア) 初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること。
- (イ) 初診日の前々月までの被保険者期間の2/3以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、学生納付特例期間も含む）があること。

※令和8年3月31日までに初診日がある場合は（イ）の特例として初診日の属する前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ受けられます。

- (ウ) 障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になっていること。または、障害認定日に該当しなかった人が65歳の前日までに該当するようになったとき。

■受給資格要件の特例：20歳前傷病による障害基礎年金

20歳前に初診日がある場合は、20歳になったときに障害等級1級または2級に該当する障がいの状態にあるときは、障害年金が支給されます。

ただし、本人の所得により年金額の全額または半額が支給停止になる場合があります。

② 支給制限

- (ア) 障がいの程度が軽くなったとき。
- (イ) 業務上の災害補償を受けることができるとき。
- (ウ) 第三者行為によって負傷し、損害賠償を受けたときは、一定の期間障害年金の支給が停止されることがあります。
- (エ) 他の公的年金を受けるとき。

③ 支給月 2月 4月 6月 8月 10月 12月

④ 問い合わせ先 保険年金課（市役所本庁舎1階）TEL：046-260-5116 相模原年金事務所 TEL：042-745-8101

※支給額や申請に必要な書類など詳しくは保険年金課または相模原年金事務所におたずねください。

※障害厚生年金については、相模原年金事務所におたずねください。

※共済組合等、他の年金制度加入者は各機関の窓口でおたずねください。

※平成14年4月1日から国民年金第3号被保険者の資格期間中に初診日がある方は、相模原年金事務所におたずねください。

(2) 特別障害給付金

① 支給要件

(ア) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生

(イ) 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）加入者の配偶者

以上のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金相当の障がいの状態に該当された方に限られます。

② 支給制限

(ア) 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象外です

(イ) 所得により全額または半額が支給制限となる場合があります

(ウ) 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、支給の調整があります

③ 支給月 2月 4月 6月 8月 10月 12月

④ 問い合わせ先 ※制度の詳細は、下記にお問い合わせください

保険年金課（市役所本庁舎1階） TEL：046-260-5116

相模原年金事務所 TEL：042-745-8101

(3) 特別障害者手当（国制度）

① 支給要件

20歳以上の障がい者で常時特別の介護が必要と認められる在宅の方

（目安）

・精神障がい、血液疾患、肝臓疾患、その他疾患により、次のことがほとんど1人ではできず、日常生活に支障をきたしている方 [食事、用便（月経）の始末、衣服の脱着、簡単な買い物、家族との会話、家族以外との会話、戸外での危険から身を守る（交通事故）、刃物、火の危険の認知]

② 支給制限

(ア) 福祉施設に入所しているとき、または3か月を超えて医療機関（介護老人保健施設を含む）に入院しているとき（P.17 参照）

(イ) 本人または扶養義務者の所得が一定以上あるときには、支給が停止されます（P.15 参照）

③ 支給月 2月 5月 8月 11月

④ 支給額（令和6年4月現在） 28,840円（月額）

⑤ 申請に必要なもの

特別障害者手当認定診断書（障がいの内容によっては、省略可）、普通預金通帳（本人名義のもの）、年金証書及び支払通知書（受給している場合）、マイナンバー関連書類（P.42 参照）

⑥ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

(4) 障害児福祉手当（国制度）

① 支給要件

20歳未満の重度障がい児で常時介護が必要と認められる在宅の方

- (目安) 身体障害者手帳1級・2級、重度知的障がい（療育手帳A1相当）
精神障がい等で、日常生活において常時介護を必要とする方

② 支給制限

(ア)障がいを事由とする給付（障害年金等）を受けることができる場合や、福祉施設に入所しているとき
(P.17 参照)

(イ)本人または扶養義務者の所得が一定以上あるときには、支給が停止されます（P.15 参照）

③ 支給月 2月 5月 8月 11月

④ 支給額（令和6年4月現在） 15,690円（月額）

⑤ 申請に必要なもの

障害児福祉手当認定診断書（障がいの内容によって省略可）、普通預金通帳（本人名義のもの）、
身体障害者手帳（所持している場合のみ）、マイナンバー関連書類（P.42 参照）

⑥ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

(5) 神奈川県在宅重度障害者等手当（県制度）

① 支給要件

各年8月1日現在で、県内に6か月以上継続して居住し、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する方

- (ア) 次のa、b、cのうち2つ以上に該当する方
a 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
b 療育手帳A1・A2に相当する判定を受けた方
c 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※療育手帳のB1と身体障害者手帳の1級～3級の両方をお持ちの方は、A2とみなされます

- (イ) 特別障害者手当を受給している方
(ウ) 障害児福祉手当を受給している方

② 支給制限

(ア) 65歳以上で初めて障がい者手帳を取得した方（平成21年度以前に神奈川県在宅重度障害者等手当を受給していた方を除く）

(イ) 前年8月1日から当年7月31日までの間に、施設または病院に継続して3か月を超えて入所しているとき（20歳以上は入院も）（P.17 参照）

(ウ) 本人または扶養義務者の所得が一定以上あるときには、支給が停止されます（P.15 参照）

③ 支給月 1月

④ 支給額（令和6年4月現在） 60,000円（年額）

⑤ 申請方法

障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、普通預金通帳、年金証書及び支払通知書（年金を受給している場合）、マイナンバー関連書類（P.42 参照）を持参し、各年8月1日から9月10日の間にご申請ください。

※特別障害者手当及び障害児福祉手当の受給者は、障害者手帳は不要です。

⑥ 窓口・問い合わせ 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

【参考】所得制限の目安について（心身障害者医療費助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当）

受給者本人及びその扶養義務者等の前年の所得が、下記の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給は停止されます。

扶養親族の数	本人	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	3,604,000 円	6,287,000 円	以下、受給者本人の場合一人増すごとに 380,000 円、 配偶者等は、一人増すごとに 213,000 円加算
1人	3,984,000 円	6,536,000 円	
2人	4,364,000 円	6,749,000 円	
3人	4,744,000 円	6,962,000 円	

<限度額に加算されるもの>

○受給資格者の所得は、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは1人につき 100,000 円、扶養親族等に特定扶養親族があるときは1人につき 250,000 円を限度額に加算。

○配偶者・扶養義務者の所得（扶養親族等の数が2人以上の場合）は、扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき 60,000 円を限度額に加算。

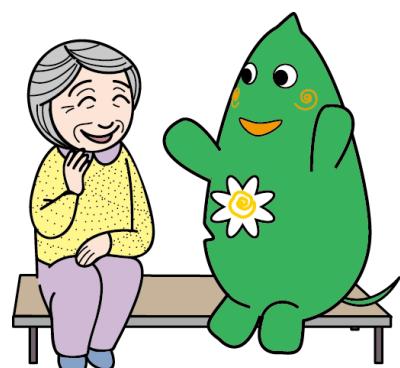
所得額=年間収入-必要経費（給与所得控除額等）-下記の諸控除

<控除額>（市民税について、地方税法に規定する控除を受けている場合の控除額）

控除の種類	本人控除額	配偶者・扶養義務者控除額	当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額は、相当額。
社会保険料控除額	相当額	8 万円	
障害者控除	27 万円（本人分を除く）	27 万円	
特別障害者控除	40 万円（本人分を除く）	40 万円	
寡婦（寡夫）控除 ※みなし適用あり	27 万円	27 万円	
寡婦特別控除	35 万円	35 万円	
勤労学生控除	27 万円	27 万円	

★手続きのワンポイント★

障害年金や特別障害給付金は、年金制度によるものです。
詳しくは、市保険年金課や日本年金機構（相模原年金事務所など）にご相談ください。



(6) 大和市障害者福祉手当（市手当）

① 支給要件

市内に居住する方で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方。手帳の有効期限が切れている場合は対象外となりますので、ご注意ください。

② 支給制限

- (ア) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過措置）、特別児童扶養手当、障害基礎年金を受給している場合
- (イ) 福祉施設（特別養護老人ホームなど）へ入所している場合（P.17 参照）
- (ウ) 本人または扶養義務者の所得が一定以上あるときには支給停止となります（下記参照）

③ 支給額 3,000円（月額）

④ 支給月 3月 9月（各月の最終金曜日に振り込み）

⑤ 申請に必要なもの

精神障害者保健福祉手帳、普通預金通帳（本人名義に限る）、
マイナンバー関連書類（P.42 参照）

⑥ 届出が必要なとき

下記のいずれかに該当した場合には、すみやかに届け出てください。

- (ア) 住所や氏名が変わったとき
- (イ) 福祉施設（特別養護老人ホームなど）へ入所したとき
- (ウ) 障害基礎年金、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当を受給し始めたとき

⑦ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

【参考 大和市障害者福祉手当の所得制限】

受給者本人及びその扶養義務者等の前年の所得が、下記の限度額以上である場合は、その年度（9月から翌年8月まで）の手当の支給は停止されます。

扶養親族等の数	前年分所得		備考
	本人所得制限額	配偶者及び扶養義務者所得制限額	
0人	3,604,000円	6,287,000円	
1人	3,984,000円	6,536,000円	
2人	4,364,000円	6,749,000円	
3人	4,744,000円	6,962,000円	以下、受給者本人の場合、一人増すごとに380,000円、配偶者等は、一人増すごとに213,000円を加算。

※限度額に加算されるもの

（受給者本人の所得）

扶養親族等が、老人控除対象配偶者または老人扶養親族に該当する場合は、1人につき10万円、特定扶養親族に該当する場合は、1人につき25万円を加算。

（扶養義務者の所得）

扶養親族が2人以上で扶養親族が老人控除対象配偶者、老人扶養親族に該当する場合は1人につき6万円を加算（ただし、すべての扶養親族が老人扶養親族等の場合は1人を除いた人数につき6万円を加算）。

※所得は、年間収入額から必要経費（給与所得控除額等）を除いた額です。

※毎年9月に所得の見直しを行います。

※扶養義務者とは、民法877条第1項（直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある）に定める者です。

(7) 特別児童扶養手当（国制度）

① 支給要件

日本国内に住所があり、精神、知的または身体（内部障がいを含む）に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童の保護者に支給されます。

（目安）精神障がいやてんかんなどで、日常生活において著しく制限を受ける場合

※目安に該当していても手当の対象とならない場合、また、該当していないくとも手当の対象となる場合があります。

② 支給制限

（ア）児童が児童福祉施設などに入所しているとき

（イ）児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができるとき

（ウ）請求者及びその扶養義務者等の所得が一定以上ある場合には、手当の支給は停止されます（P.18 参照）

③ 支給額（令和6年4月現在）

重度障害児：1人につき55,350円（月額）、中度障害児：1人につき36,860円（月額）

④ 支給月 4月 8月 11月

⑤ 請求に必要なもの

※請求者は、対象児童を監護する保護者のうち生計の中心者（最多収入者）です

（ア）請求者と対象児童を含む戸籍謄（抄）本

（イ）対象児童の障がいについての医師の診断書（所定の様式）

※（ア）・（イ）は交付日から1か月以内のものが必要です

（ウ）請求者名義の預金通帳

（エ）マイナンバー関連書類（P.42 参照）

⑥ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

【参考 施設入所について】

各手当やその他制度によっては、障がいのある方が施設に入所している場合には申請できません。既に手当を受給している・制度を利用している方が施設に入所した場合には、資格喪失となりますので、新たに入所された場合には、早急に障がい福祉課へ届出をしてください。届出が遅れ、支給対象とならない手当を受給された場合には、返金をしていただくことになります。

【参考 支給制限該当となる入所施設】

- ・老人福祉法による老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホームなど）
- ・児童福祉法による児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設など）
- ・障害者総合支援法による障害者支援施設
- ・その他、これに準ずる福祉施設（生活困窮者の救護施設・更生施設など）

【参考 特別児童扶養手当の所得制限】

請求者及びその扶養義務者等の前年の所得が、下記の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給は停止されます。

扶養親族の数	本人	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	4,596,000 円	6,287,000 円	以下、受給者本人の場合一人増すごとに 380,000 円、配偶者等は、一人増すごとに 213,000 円加算
1人	4,976,000 円	6,536,000 円	
2人	5,356,000 円	6,749,000 円	
3人	5,736,000 円	6,962,000 円	

所得額=年間収入-必要経費(給与所得控除額等)-80,000 円(社会・生命保険料相当額)-下記の諸控除

<控除額(市民税について、地方税法に規定する控除を受けている場合の控除額)>

本人控除額		配偶者・扶養義務者控除額	
控除の種類	控除額	控除の種類	控除額
障害者控除	27 万円	障害者控除	27 万円
特別障害者控除	40 万円	特別障害者控除	40 万円
勤労学生控除	27 万円	勤労学生控除	27 万円
寡婦(寡夫)控除 ※みなし適用あり	27 万円	寡婦(寡夫)控除 ※みなし適用あり	27 万円
寡婦特別控除	35 万円	特別寡婦控除	35 万円
老人扶養控除	10 万円	老人扶養控除	6 万円 (扶養親族が当該老人扶養親族のみの場合は一人を除く)
老人控除対象配偶者	10 万円		
特定扶養親族	25 万円		

雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除の控除額は相当額。公共用地取得による土地代金等の特別控除の控除額は特別控除額。

（8）心身障害者扶養共済（県制度）

障がい者の保護者が生存中に一定の掛け金を納付することにより、保護者が万が一、死亡または重度の障がい者になったときに、残された心身障がい者に一定額の年金を支給するものであり、心身障がい者の将来に対する保護者の不安を軽減することを目的とした「任意加入」の制度です。

① 加入資格

将来、独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1級～3級）、その他精神または身体に永続的な障がいを有する者の扶養者で、次の条件に該当する方

- （ア）住所が県内にあること
- （イ）加入者（保護者）の年齢が65歳未満であること（4月1日時点の年齢）
- （ウ）加入者に疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

② 掛金

掛金は加入者の加入時の年齢により異なります（所得により減額・免除の制度があります）。加入者が65歳（4月1日現在）以降、最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入した時は、その後の掛金は免除されます。

[掛金(月額)]

加入者の年齢	35歳未満	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金(月額)	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

※掛金は制度改正に伴って改訂されることがあります。

③ 年金の支給

加入者が死亡、または著しい障がいを有する状態となった場合、障がい者に下記の年金が支給されます。

[年金の支給]

一口加入の方：月額 20,000円(年額 240,000円)

二口加入の方：月額 40,000円(年額 480,000円)

④ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

【MEMO】

5. 税金の特別措置

(1) 所得税・市県民税に関する所得控除

本人や控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が下表の障がい者である場合に控除の対象となります。障がい者であるかどうかは、その年の12月31日の現況で判定します。

	障がい程度	所得税 所得控除額	市県民税 所得控除額※
障害者控除	身障3級～6級 療育手帳B1・B2 精神2級・3級	所得控除27万円	所得控除26万円
特別障害者控除	身障1級～2級	所得控除40万円	所得控除30万円
同居特別障害者加算	療育手帳A1・A2 精神1級	所得控除35万円	所得控除23万円

※前年の合計所得額が135万円以下の障がい者は市県民税が非課税になります。

○ 窓口

■お勤めの方(サラリーマン、パートなど)：年末調整で障害者控除の手続きが可能となりますのでお勤め先の給与担当にご相談ください。

■確定申告をする場合：大和税務署 TEL：046-262-9411

■上記以外の方：市県民税の申告となりますので、市役所での手続きとなります。

市役所市民税課 TEL：046-260-5232

(2) 利子等の非課税（通称、障害者等のマル優）

障がい者等に該当する人の小額貯金や小額公債の利子等は、申告に基づき、利子等が非課税になります。

○ 対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給者

障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者

○ 問い合わせ先 各金融機関

(3) 相続税

相続人が85歳未満で障がい者のときは、相続税の額から一定の金額が差し引かれます。

○ 窓口 大和税務署 TEL：046-262-9411

(4) 自動車税(軽自動車税)種別割、環境性能割

① 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※福祉タクシー利用券を交付されている方は対象外です

② 対象となる車両

減免できる自動車の台数は、軽自動車を含めて、障がいの方またはその方と生計を一にする方（障がいの方のためにもっぱら運転する場合に限る。）が所有する自動車のうち、障がいの方一人について1台に限られます。

※「障がい者と生計を一にする方」とは、障がいの方と同居している方及び障がいの方の住所地からおおむね半径2キロメートル以内にお住いの親族の方をいいます。

③ 減免の対象

(ア) ■自動車税（種別割）

年税額で45,400円を限度として減免されます。

■軽自動車税（種別割）

年税額の全額が減免されます。

※ただし、普通自動車、軽自動車、原付、オートバイ等を複数所有されている場合は、減免が受けられるのは一台のみです。

(イ) ■自動車税（軽自動車税）環境性能割

課税標準額（自動車の取得価額）で300万円を限度として減免されます。

（税率が3%の場合は、税額で90,000円）

④ 窓口・申請に必要な書類

(ア) 軽自動車税（種別割）

■窓口：市民税課（大和市役所本庁舎2階）TEL：046-260-5231

■必要な書類：

- ・軽自動車税（種別割）納税通知書

- ・運転免許証（実際に車を運転する方のもの）

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

- ・自動車検査証（新規または車を変えた場合）

※その年の納税通知書が届いた日から、納期限までの間に申請してください。

(イ) 自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

- 窓口：所管区域にかかわらず県内の各県税事務所で受け付けています。

事務所名	住所	電話番号
横浜県税事務所	横浜市中区山下町 75 神奈川自治会館6階、7階	045-651-1471（代表）
神奈川県税事務所	横浜市神奈川区広台太田町 3-8	045-321-5741（代表）
緑県税事務所	横浜市青葉区市ヶ尾町 27-5	045-973-1911（代表）
戸塚県税事務所	横浜市戸塚区上倉田町 449	045-881-3911（代表）
川崎県税事務所	川崎市川崎区東田町 8	044-233-7351（代表）
高津県税事務所	川崎市高津区溝口 1-6-12	044-833-1231（代表）
相模原県税事務所	相模原市南区相模大野 6-3-1	042-745-1111（代表）
相模原県税事務所 津久井支所	相模原市緑区中野 937-2	042-784-1111（代表）
横須賀県税事務所	横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210（代表）
平塚県税事務所	平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711（代表）
藤沢県税事務所	藤沢市鵠沼石上 2-7-1	0466-26-2111（代表）
小田原県税事務所	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000（代表）
厚木県税事務所	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111（代表）

■ 必要な書類

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・運転免許証
- ・自動車検査証



★手続きのワンポイント★

個別の状況により、対象となるかどうか（申請が可能かどうか）、また手続きに必要な書類等が異なる場合があります。
手続きの前に県税事務所にお問い合わせください。

6. 交通

(1) 福祉タクシー利用券

① 利用できる方

次の（ア）～（ウ）のすべての条件に該当する方

- (ア) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- (イ) 自動車税、軽自動車税の減免や自動車燃料費助成を受けていない方
- (ウ) 施設に入所していない方（P.17 参照）

※自動車税、軽自動車税の減免や自動車燃料費助成を受けた方は、原則として、年度途中のタクシー券への切り替えはできません。

② 支給内容

- ・月2,000円分を申請月から年度末（3月）までの分を一括交付します
- ・1回の乗車につき利用券は2,000円分まで使用できます
- ・年1回だけ交付します（再交付はありません）

③ 手続方法

- ・精神障害者保健福祉手帳、窓口で手続きする方の印鑑を用意のうえ、窓口でご申請ください
- ・翌年度分は4月1日から窓口で交付します（1日が土・日の場合は翌月曜日から交付します）

④ 年度の途中でタクシー券を返還していただくとき

- (ア) 手帳の等級が変更したことにより、上記①の（ア）に該当しなくなったとき
- (イ) 自動車税、軽自動車税の減免や自動車燃料費助成を受けはじめたとき
- (ウ) 施設に入所されたとき（P.17 参照）

⑤ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

(2) タクシー料金の割引

精神障害者保健福祉手帳をタクシー運転手に提示すると、運賃が1割引されます。

（タクシー事業者によっては割引がないことがあります）

① 利用できる方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

② 利用方法 上記手帳を提示。貼り付けされている写真により本人確認が行われます。

③ 問い合わせ先

関東運輸局自動車交通部旅客第2課調査運賃係 TEL：045-211-7246

(3) 国内航空運賃の割引

各航空会社では、障がい者を対象とした運賃の割引制度が実施されています。割引の対象となる方や割引率は、航空運送事業者や路線によって異なります。

① 利用方法

航空券販売窓口に精神障害者保健福祉手帳を提示。なお、内容の詳細は、利用する各航空会社に問い合わせください。

② 問い合わせ先 各航空会社

(4) 自動車燃料費の助成

① 利用できる方 次の（ア）～（ウ）のすべての条件に該当する方

- （ア）精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方（医師の許可を得ている場合に限る）
- （イ）自分の所有する自動車（営業車を除く）を自ら運転する方
- （ウ）大和市福祉タクシー利用券の交付を受けていない方



② 助成を受ける方法

■事前登録申請・・・助成を受けるためには、事前に登録申請が必要です。

【登録申請に必要なもの】

精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、自動車検査証記録事項（令和5年1月以降に車検を受けた場合）、運転免許証、預金通帳（本人名義に限る）

■請求方法

登録手続き後、その月から年度末までの月数×2,000円を上限として燃料費の請求ができます。

請求月は10月と3月です。

【請求に必要なもの】

精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、自動車検査証記録事項（令和5年1月以降に車検を受けた場合）、運転免許証、印鑑、自動車燃料費領収書

※自動車燃料費の請求は、登録した本人以外に宛てた領収書で助成を受けることはできません。

また、不鮮明な領収書では助成できないこともあります。

③ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

(5) 移動制約者の外出介助サービス

NPO法人との協働事業として、公共交通機関利用での移動が難しい心身に障がいのある方や高齢者などを対象に車両による外出介助サービスを行っています。

① サービスの内容

目的地への送迎や車の乗降介助などを行う有償移送サービス

② 利用条件 下記NPO法人への会員登録が必要です。

③ 問合せ先（下記へ直接お願いします。）

- ・ケアびーくる TEL：046-274-8288
- ・大和市腎友会 TEL：046-276-7531
- ・たんぽぽ TEL：046-219-0764

(6) 駐車禁止除外指定車の標章

一定の条件を満たす方に、駐車禁止除外指定車の標章が発行されます。指定を受けている方が、現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章を掲出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所に駐車することができます。

① 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けていて、なおかつ自立支援医療費（精神通院医療）の支給を受けている方

② 手続きに必要なもの

（ア）精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（コピーと原本）

（イ）交付を受けようとする方の住民票（コピーしたものでも可。交付から3か月以内のもの。）

※個別の状況により、手続きに必要な書類等が異なる場合があります。事前に、大和警察署に問い合わせてください。

③ 問い合わせ先 大和警察署 TEL：046-261-0110

7. 暮らし・住まい

(1) NHK放送受信料の減免

一定の条件を満たす世帯を対象として放送受信料を減免する制度を実施しています。

① 減免内容と減免の対象となる場合

■全額免除

精神障害者保健福祉手帳（有効期限内）の交付を受けている方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合。

■半額免除

世帯主かつ契約者が、1級の精神障害者保健福祉手帳（有効期限内）の交付を受けている場合。

※飛行場等周辺のNHK放送受信料の補助制度を受けている場合には、補助額が反映された受信料部分（半額相当額）を障がい者割引で減免を受けることができます。詳しくはNHKにお問い合わせください。

② 手続方法

上記の条件に当てはまる場合、申請により障がい福祉課で減免申請書を発行します。発行された減免申請書をNHKの営業センターに提出してください。

申請には、障害者手帳と印鑑が必要です。

※市県民税（非）課税証明書や住民票の写しが必要となる場合があります。

③ 問い合わせ先

■受信料の減免制度及び受信料について

NHK横浜放送局 経営管理企画センター

TEL：045-212-2661 FAX：045-212-0218

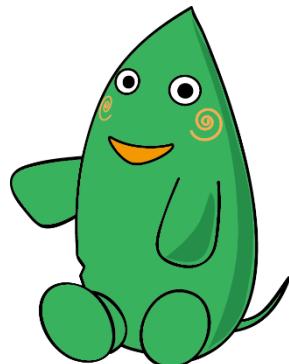
受付時間：平日 10:00～17:00

■減免申請書の発行について

障がい福祉課 TEL：046-260-5665

★手続きのワンポイント★

すでに減免制度を受けている方で、市内・市外問わず転居した場合は、再度減免申請をする必要があります。



(2) 水道料金の減免

県営水道を利用している次の世帯を対象とし、水道料金の一部が免除される制度が実施されています。(上水道のみ)

① 対象となる世帯

減免対象世帯	手續に必要な書類
(ア) 精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯 (イ) 次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳 3級 ・療育手帳 B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳 2級	水道料金領収書（上下水道使用量のお知らせ） 身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
(ウ) 特別児童扶養手当の受給者がいる世帯	水道料金領収書（上下水道使用量のお知らせ）・手当証書

② 問い合わせ先 県企業庁大和水道営業所 大和市西鶴間3-12-18

TEL: 046-261-3256



(3) 引地台温水プールの無料利用

① 利用できる方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳の提示により、無料で利用できます。

② 問い合わせ先 引地台温水プール TEL: 046-260-5757

(4) ゆとりの森駐車場の無料利用

① 利用できる方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳を提示することで、ゆとりの森駐車場を無料で利用できます。(午前9時から午後9時までの間に限る。) 手帳所持者に必要な付き添いの方については、仲良しプラザでご確認ください。

② 問い合わせ先 大和ゆとりの森 TEL: 046-267-6800

(5) 文化施設の入場料の免除

① 利用できる方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳を提示することで、美術館・スポーツ施設・映画館・フェリーなどが無料または割引される場合があります。

② 問い合わせ先 各施設

(6) 大和市あんしん賃貸支援事業

障がいがある方や高齢の方の住まい探しを応援します。

① 住まい探し相談会（予約制）

日時：毎月第2火曜日（8月は第3火曜日）午後1時30分から

場所：大和市保健福祉センター

② あんしん賃貸協力店の紹介

協力不動産店や物件の紹介をします。

③ 住まい探しサポート事業

ひとりで住まい探しが不安な方には、不動産店にボランティアが付き添います。

④ 申込・問い合わせ先

（公社）かながわ住まいまちづくり協会 TEL：045-664-6896

(7) 神奈川県営住宅の優遇措置

県営住宅の一般世帯向住宅等へ申込む方で、次の資格に該当する方は、優遇扱いの申込みができます。優遇扱いは、一般申込みを1とした場合、当選率を3倍相当または5倍相当等となります。入居資格審査のときに手帳などのコピーの提出が必要です。

① 対象となる場合

申込者または申込者と同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいること。

- ・精神障害者保健福祉手帳1級～3級の障がいのある方。

※すべての住宅が対象となるわけではありません。

② 問い合わせ先

一般社団法人かながわ土地建物保全協会 TEL：045-201-9961

★手続きのワンポイント★

各施設で割引や免除を受ける際は、手帳の有効期限をご確認ください。手帳の期限が切れてしまったり、写真のないものは、免除が受けられないことがあります。



8. 日常生活の援助

(1) 紙おむつの支給

在宅の重度障がい児者に年間約500枚の紙おむつを支給します。

① 利用できる方

常時紙おむつが必要な在宅の65歳未満の方で精神障害者保健福祉手帳1級（就学児以上）の方
※聞き取り調査の結果、基準に該当しない場合には支給されないことがあります。

② 手続き方法

障がい福祉課のケースワーカー・保健師にご相談ください。障がい者ご本人の生活状況を確認し、申請に基づき支給を決定します。申請の際には、精神障害者保健福祉手帳が必要です。

③ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

(2) 大和あんしんセンター（日常生活自立支援事業）

大和あんしんセンターは、大和市社会福祉協議会の中に設置されていて、市内に暮らす高齢者や障がいのある方が安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援を中心に、金銭管理や大切な書類等を預かる取り組みを行っています。

① 対象者

知的障がい、精神障がいなどにより「判断能力が不十分な方」で「契約締結能力がある方」

② サービスの内容

(1) 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

福祉サービスを利用するための手続きや、毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れや支払いの手続き等。利用料：有料（所得により料金は異なります。）

(2) 書類等預かりサービス

通帳や証書などの預かり。利用料：有料

③ 手続方法

サービスを利用できるかは審査により決まります。また、契約の後にサービスが開始されます。

④ 問い合わせ先 大和市社会福祉協議会 TEL：046-260-5634

(3) ふれあい案内（無料番号案内）

NTTは、障がいにより電話帳の使用が困難な方に対し、無料で番号案内（104番）を利用できるサービスを実施しています。（事前に登録が必要です）

① 利用できる方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

② 手続方法

所定の申込書と手帳をNTT窓口で提示、または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

③ 問い合わせ先 NTT窓口 TEL：0120-104174

(4) 携帯電話料金の割引

各社とも基本使用料等が割引になるサービスがあります。

① 利用できる方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

② 問い合わせ先 各携帯電話会社の営業窓口



(5) ニュー福祉定期貯金

ゆうちょ銀行では、障害基礎年金等を受給している方に対し、定期貯金の金利を上乗せするサービスが実施されています。

① 利用できる方

障害基礎年金等（老齢基礎年金は対象外）、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者

（大和市障害者福祉手当、県在宅重度障害者等手当は該当しません）

② 内容

預入期間1年、定期貯金に0.10%を上乗せした利率の定期貯金です。預入限度額は、300万円です。

③ 手続方法

障害基礎年金等の受給者は年金証書、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は手当証書、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給者は障がい福祉課で受給者証明書の交付（印鑑をお持ちください）を受け、窓口に提示してください。

④ 窓口 最寄りのゆうちょ銀行

(6) 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会では、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度を実施しています。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校・大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けが行われています。

資金の使途によって、貸付上限額や返済期間が異なります。また、貸付けには審査があります。詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。

- 窓口 大和市社会福祉協議会 自立相談窓口
TEL：046-200-6177

(7) 成年後見制度利用支援事業

精神障がい、知的障がいなどの理由で自分で十分判断のできない方の財産管理や福祉サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。

また費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求にかかる費用及び後見人等への報酬を助成します。

① 対象者

- ・市長申立て：後見等開始の申立てをする親族がいないなど、制度の利用が必要と認められる精神障がい者知的障がい者
- ・費用等助成：生活保護を受給されている方または費用の負担をすることが困難と認められる方

- ② 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

(8) 障がい者歯科診療

障がいがあるため、一般の歯科診療所では診療を受けることが困難な方の歯科治療を目的に、二次障害者歯科診療所として厚木市歯科保健センターに設置されています。

- ・障がい者歯科診療：毎週火曜日 13：30～17：00、
毎週木曜日 9：00～12：00、13：30～17：00
- ・摂食・嚥下機能発達支援診療：月2回不定期 9：30～12：00
- ・口腔保健指導：毎週土曜日 13：30～17：00

① 利用できる方

県央地域にお住まいの障がいのある方。大和市内一次障害者歯科診療所での治療が困難な方。

② 申し込み方法

完全予約制です。受診の際は必ず事前にご予約をお願いします。

予約受付時間：月曜から金曜 10：00～12：00、13：00～16：30

③ 問い合わせ先、所在地

厚木市歯科保健センター 厚木市中町1-4-1（厚木市総合福祉センター1F）
TEL：046-224-6081 FAX：046-221-7673

(9) 避難行動要支援者支援制度

大和市では、地震や台風などの大きな災害に備え、自分ひとりでは避難することが困難な方に対し、地域の助け合いによって避難支援を行う「避難行動要支援者支援制度」に取り組んでいます。

毎年度新たに避難行動要支援者支援制度の対象となった方に対する郵送での意向調査や、過去の意向調査にて未同意であった方に対する再調査、窓口での登録手続きを通じてご本人の同意が得られた場合には、対象となる方の情報（氏名、住所、性別、年齢、電話番号、要支援種別）を、お住まいの地域の避難支援等関係者（自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会）へ提供します。避難支援等関係者は、提供された情報を基に、災害時の避難支援や日頃の見守りなどの体制づくりを進めます。

① 登録の対象となる方

自分ひとりでは災害時に避難が難しいと判断される在宅の方

- (ア) 身体障害者手帳1級・2級の方
- (イ) 療育手帳A1・A2の方
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (エ) 70歳以上の人一人暮らし又は世帯全員が70歳以上の高齢者世帯
- (オ) 介護保険法の要介護度3以上の方
- (カ) 難病指定を受けている方、医療器具を使用している方
- (キ) その他支援が必要と判断される方は申請により登録

② 登録方法

毎年度の郵送調査のほか、健康福祉総務課の窓口（保健福祉センター5階）で随時登録手続きを行っています。

③ 窓口・問い合わせ先 健康福祉総務課 TEL：046-260-5604

(10) 車いすの貸出

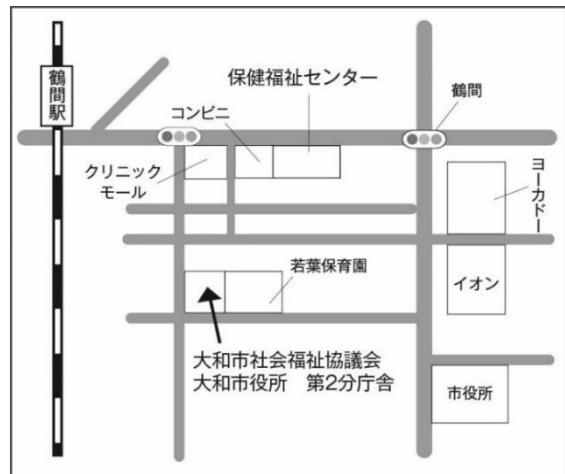
社会福祉協議会では、病気や怪我等で一時的に車いすを必要とする方に、車いすを短期間無料で貸し出す制度を実施しています（障害者手帳の有無を問いません）。手続きの方法などは、電話または直接社会福祉協議会へお問い合わせください。

○ 窓口

大和市社会福祉協議会

TEL: 046-260-5634（生活支援課）

046-260-5643（やまとボランティアセンター）



(11) 神奈川県障害者スポーツ大会

県内在住の障がい児者を対象としたスポーツ大会です。（事前申し込みが必要です）

① 主な競技会

陸上競技、卓球、水泳、洋弓、ボウリング

② 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5665

9. 障害者総合支援法、児童福祉法による各種障がい福祉サービスの給付等

(1) 障害者総合支援法による介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法に基づくサービスを利用する際の費用を給付します。

① 利用できるサービス

(ア) 介護給付（障がいのある方に対する介護の提供を目的としたサービス）

　　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、
　　短期入所、生活介護、療養介護

(イ) 訓練等給付（機能の維持・向上、就労支援等を目的としたサービス）

　　共同生活援助（グループホーム）、自立訓練、就労移行支援、
　　就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助

(ウ) 地域生活支援事業（余暇支援等を目的としたサービス）

　　移動支援、日中一時支援

(エ) 相談支援事業

② 利用できる方

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けた方、児童相談所で知的障がいと判定された方、医師等により療育が必要と認められた方等

※サービスの種別により他に要件があります

※介護保険で同様のサービスを受けることができる方は、介護保険が優先です

③ 手続き方法

事前に申請し、障害支援区分の認定や支給決定を受ける必要があります。利用を希望するサービス内容によって、手続き方法や必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

④ 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

※18歳未満 すくすく子育て課 発達支援係 TEL：046-260-5673

(2) 通所訓練費

障害福祉サービス事業所に通所している障がい者に訓練費として交通費相当額を支給します。

① 手続き方法

事前に申請手続きが必要です。障がい福祉課ケースワーカー・保健師にご相談ください。申請の際には、預金通帳をお持ちください。

② 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

(3) グループホーム等の家賃助成

グループホーム等の家賃として、月額20,000円を上限に助成します。

ただし、所得水準によって助成の額、手続き方法や必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

① 利用できる方

障害者総合支援法に基づくグループホーム及び県の障害者生活ホームに入居されている方。（生活保護受給者は除く）

② 窓口・問い合わせ先 障がい福祉課 TEL：046-260-5667

（入居されているグループホーム等にご相談ください。）

10. 相談

(1) 相談支援事業「なんでも・そだん・やまと」

大和市では障がいに関する様々な不安や悩みなどの相談を、地域の相談支援事業所に所属する専門の相談員がお受けすることで地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援しています。

- ・相談は無料です。
- ・障がい福祉に関するご相談であれば、障がいの種別や相談内容は問いません。お電話または、各事業所窓口までお越しください。
- ・必要に応じて、家庭や職場などへの訪問相談もいたします。
- ・個人情報（秘密にして欲しいこと）は守られます。

① 利用できる方 大和市在住の障がい者またはその家族

② 問い合わせ先

(ア) 大和市障害者自立支援センター

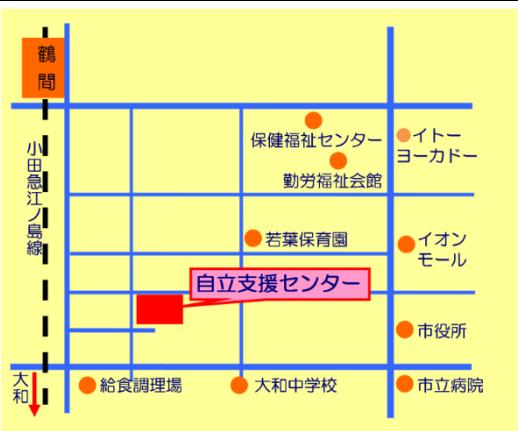
(基幹相談支援センター)

大和市鶴間1-19-3

TEL: 046-265-5198

FAX: 046-260-0238

相談受付: 月～土曜日 8:30～17:15



(イ) 相談支援センター松風園

大和市西鶴間1-12-20 たから壱番館1階B号室

TEL: 046-272-0040

FAX: 046-240-0424

相談受付: 月～金曜日 8:30～17:00



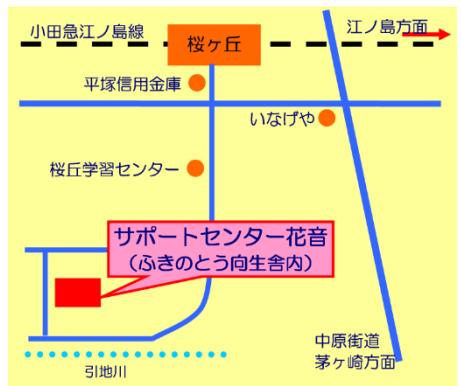
(ウ) サポートセンター花音

大和市柳橋5-3-16 (ふきのとう向生舎内)

TEL: 046-268-9914

FAX: 046-267-0454

相談受付: 月～金曜日 8:30～17:00



(2) 地域活動支援センター ポピー

精神に障がいがある方などが、地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づく事業を行っています。

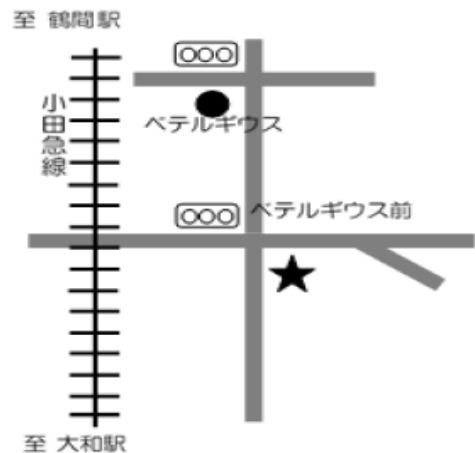
- 相談支援 日常生活でお困りのことご相談ください。
- プログラム活動 創作活動やグループワーク、運動、園芸など楽しく過ごせるプログラムを用意します。
- フリースペース 居場所として過ごせます。ゆったりくつろいだり、生活リズムを整えるためにご利用ください。

利用には登録が必要です。事前に主治医やケースワーカー、保健師等にご相談のうえ、見学の予約をお願いします。見学⇒体験⇒面談⇒登録・利用開始。

大和市大和東3-15-5 2F
相談電話 070-1002-2022

開所時間

火曜～土曜 祝日も開所します（日・月休み）
10:00～17:00
水曜・土曜は20:00まで
(日によって夕食サービスあり)
※大和駅より徒歩7分



(3) 地域の相談窓口

大和市 障がい福祉課	TEL : 046-260-5667
------------	--------------------

大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階
8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）
・自立支援医療費（精神通院医療）や精神障害者保健福祉手帳について
・障害者総合支援法による介護給付、訓練等給付などの利用について
・こころの健康相談（保健師による）
・在宅生活についての相談 など

大和市民自殺防止相談電話	TEL : 046-260-5674
--------------	--------------------

8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
・生きることにつらさや苦しみを感じ、死を考えている人やその家族、知人など

厚木保健福祉事務所大和センター	TEL : 046-261-2948（代表）
-----------------	------------------------

大和市中央1-5-26
・精神保健福祉士等による精神保健福祉に関する相談
・精神科医師による精神保健福祉相談（予約制）
・認知症相談（予約制）

神奈川県精神保健福祉センター	TEL : 045-821-8822 (代表)
----------------	-------------------------

横浜市港南区芹が谷2-5-2

■こころの電話相談 TEL : 0120-821-606

毎日24時間（祝日・年末年始を含む）（年度初めの4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止します。）

こころの病気かどうか心配、生活・仕事に関する悩み、対人関係の悩み、性に関する悩み（性的マイノリティ）など、また、どこへ相談すればよいかわからないといった相談もお受けします。

■依存症電話相談 TEL : 045-821-6937

月曜日・火曜日 13:30から16:30（祝日・年末年始を除く）

アルコールや薬物などの依存症の方、家族・友人及び関係機関の方々から、依存症に関する相談をお受けします。情報提供及び相談機関の案内なども行います。

■自死遺族電話相談 TEL : 045-821-6937

水曜日・木曜日 13:30から16:30（祝日・年末年始を除く）

自死で身近な方をなくされた家族・友人・同僚の方々からの相談をお受けします。面接相談につなぐこともできます。電話での相談は匿名でお受けしますが、面接相談を希望される場合には、お名前等を伺います。

■ピア電話相談 TEL : 045-821-6801

金曜日 13:30から16:30（祝日・年末年始を除く）

精神障害のある当事者が、ピア電話相談員として、精神障害の方の日常的な悩みごと等の相談をお受けします。

精神科救急医療情報窓口（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市協調体制）

TEL : 045-261-7070

月～金曜日・・・17:00から翌日8:30

土日・祝祭日・年末年始・・・8:30から翌日8:30

（翌日が平日の場合は、いずれも翌日8:00までの受付となります。）

精神疾患の急激な発症や病状が悪化した方に、必要に応じ当番医療機関等を紹介する窓口です。

- ・窓口では、ご本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただきます。
- ・状況によっては、紹介に至らない場合がありますのでご了承下さい。
- ・かかりつけ医（主治医）がいる場合は、まず、かかりつけ医にご相談ください。
- ・自分を傷つけたり（自傷）、他人を傷つけたり（他害）、またはその恐れがある場合は、最寄りの警察署に連絡してください。

神奈川県発達障害支援センター かながわA

足柄上郡中井町境218 中井やまゆり園

相談専用電話：0465-81-3717

9:00～17:00（土日祝祭日、年末年始を除く）

発達障害のある方に対する支援を総合的に行う機関です。神奈川県域（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の発達障害のある方、ご家族、関係機関等への支援を行っています。相談を希望される方は、まずは相談専用電話におかけください。

(4) 障害者虐待防止センター（大和市障害者自立支援センター内）

大和市障害者虐待防止センターは、障がいのある方や市民からの通報や相談を受けて、障がいのある方の一時保護や家族や同居者に対する負担軽減のための方法など必要な支援を行います。虐待はどこの家庭や施設・職場でも起こりうる問題です。虐待を受ける人、してしまう人が虐待だと認識できず、自分から助けを求められない場合があります。虐待の兆候に気付いたら、まずはご連絡、ご相談ください。

<障がい者虐待の例>

- ✓ 身体的虐待…暴行により、体に痛みや傷を与える
- ✓ 心理的虐待…言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
- ✓ 経済的虐待…本人の同意なく財産や賃金、年金等をつかう
- ✓ 性的虐待…無理やりわいせつなことをする、させる
- ✓ 放棄・放任（ネグレクト）…世話をせず、心身を衰弱させる

○ 相談・通報窓口

大和市障害者虐待防止センター（大和市障害者自立支援センター内）

大和市鶴間1-19-3 TEL: 046-263-1932 FAX: 046-263-1935

相談・通報受付：月～金曜日 8:30～17:15（緊急通報は24時間受付けます）

※18歳未満の方の場合

- ・すくすく子育て課 家庭こども相談係 TEL: 046-260-5618
- ・神奈川県大和綾瀬地域児童相談所 TEL: 189（いち・はや・<）

※65歳以上の方の場合

- ・人生100年推進課（養護者による虐待） TEL: 046-260-5613
- ・介護保険課（介護施設従事者による虐待） TEL: 046-260-5170
- ・各地域の地域包括支援センター

(5) 発達相談

発達に心配のあるお子さん一人ひとりが、大切にされてすこやかに育まれるように、お子さんの個性や発達の状況を考えながら、相談員、心理士、言語聴覚士、保育士などの専門スタッフが、子育ての相談、支援を行います。

※相談はあらかじめ電話等でご予約ください。

- ① 利用できる方 発達に心配のある就学前の子どもと、その保護者、保育・教育関係者
- ② 窓口・問い合わせ先 すくすく子育て課 発達支援係 TEL: 046-260-5673

(6) 当事者の会・家族の会など

やまとまと

当事者の会で、イベントを開催したり、皆で話すフリースペースなどの活動をしたりしています。

○ 問い合わせ先

大和市社会福祉協議会やまとボランティアセンター（大和市保健福祉センター4階）

TEL：046-260-5643



NPO法人 大和さくら会

精神障害者の家族会です。精神障がい者を持つ家族及び理解ある市民で構成され、障がい者が地域の中で自立した生活を送れるよう支援することを目的としています。家族SST勉強会やおしゃべりサロンなどを行っています。

○ 問い合わせ先 大和さくら会 TEL：070-2612-5707

「窓」クラブ

精神障がい者ボランティア講座を受講された方々が自主的にグループ活動をしています。心の病を理解し、様々な人がその人らしく生きる場と関係を広げることをめざしています。手芸クラブなどの活動があります。気軽にご参加ください。

○ 問い合わせ先

大和市社会福祉協議会やまとボランティアセンター（大和市保健福祉センター4階）

TEL：046-260-5643

【MEMO】

11. 就労

(1) 就労相談

障がい者の就労に関する相談、就労関係機関等の紹介及び就労に関する各種援助を行います。相談は予約制です。就労相談を受ける場合は、主治医の判断が必要な場合もあります。公共職業安定所（ハローワーク）にも障がい者の専門援助窓口があります。

① 利用できる方

- ・障がい者またはその家族
- ・障がい者を雇用している、または雇用を予定している企業等

② 問い合わせ先

(ア) 大和市障害者自立支援センター 大和市鶴間1-19-3

TEL: 046-265-5198 FAX: 046-260-0238

(イ) ハローワーク大和（大和公共職業安定所） 大和市深見西3-3-21

TEL: 046-260-8609 FAX: 046-264-0966

(2) 神奈川障害者職業能力開発校

障がいのある方が障がいの事情等に応じて、その有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための公共訓練施設として、国が設置し神奈川県が運営する神奈川障害者職業能力開発校があります。

① 所在地等 相模原市南区桜台13-1

TEL: 042-744-1243 FAX: 042-740-1497

② 窓口 ハローワーク大和（大和公共職業安定所） TEL: 046-260-8609

FAX: 046-264-0966

12. 市内医療機関（精神科・メンタルクリニック）一覧

医療機関	住所	電話番号
中央林間クリニック	大和市中央林間 5-6-11	046-272-2066
こば心療医院	大和市中央林間 4-5-19 MEGビル 2F	046-200-7531
はたの林間クリニック (リワークデイケア有)	大和市中央林間 3-2-3 幸芳ビル 1F	046-278-5781
子どもメンタルクリニック	大和市中央林間 3-2-3 幸芳ビル 2F	046-278-5006
林間メンタルクリニック	大和市林間 2-1-24 青木ビル 3F	046-272-1560
メンタルクリニック日日草	大和市鶴間 2-11-29 第2クリニックモール 2F	046-219-9029
大和市立病院（外来のみ）	大和市深見西 8-3-6	046-260-0111
大和病院（デイケア有）	大和市深見西 3-2-37	046-261-0161
大和中央クリニック	大和市中央 1-2-2 太陽ハウジングビル 1F	046-262-8006
高座渋谷メンタルクリニック	大和市渋谷 4-8-3-2F	046-210-3061
明陵クリニック（往診有）	大和市渋谷 7-1-8-101	046-206-5751
大和駅前メンタルクリニック	大和市中央 2-1-21 モミヤマビル 4階	046-259-9723
大和メンタルクリニック	大和市中央 2-5-7 CAOビル 1階	046-204-6369

13. 障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークのうち、精神障がいに関するマークには、主に次のようなものがあります。

皆さまのご理解とご協力を願いいたします。

■ 障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある方々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。このマークはすべての障がい者を対象としたもので、とくに車いすを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。

問い合わせ先：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

TEL：03-5273-0601

■ ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや精神障がい、難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる上で、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいきます。

問い合わせ先：神奈川県 子どもみらい局 福祉部障害福祉課

社会参加推進グループ TEL: 045-210-4709

14. こころの体温計

パソコン・携帯電話・スマートフォンから簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み度など、自分自身や家族等のこころの状態をチェックできるシステムです。

こころの体温計 メニュー

- ♡本人モード
- ♡家族モード
- ♡赤ちゃんママモード
- ♡ストレス対処タイプテスト
- ♡アルコールチェックモード



■携帯電話でのアクセスは、右のQRコードを読み取ると便利です。

※パケット通信料はご利用者様の負担となります。

<https://fishbowlindex.jp/yamato/demo/index.pl>



マイナンバー（個人番号）制度についてのご案内

障がい福祉課での申請手続きによっては、ご本人様のA・Bいずれかの書類が必要となります。

<p>A</p> <p>個人番号カード（写真付き）</p> <ul style="list-style-type: none">・プラスチック製・<u>申請した人のみ交付されます</u>					
<p>(1)通知カード（写真なし）紙製 ※</p> <p>マイナンバーが記載された「住民票の写し」または 「住民票の記載情報証明書」も通知カードと同様にご利用 いただけます。</p> <p style="text-align: center;">+</p>					
<p>B</p> <p>(2)本人確認書類</p> <p>（下表①または②のどちらかを選択してください）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 5px;">①いづれか1点のみご用意ください</td><td style="padding: 5px;">②いづれか2点をご用意ください</td></tr><tr><td style="padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳●療育手帳●精神障害者保健福祉手帳●運転免許証●パスポート●住民基本台帳カード</td><td style="padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">●保険証（公的医療保険の被保険者証）●特別児童扶養手当証書●児童扶養手当証書●年金証書●自立支援医療受給者証（精神通院医療）●生活保護受給証明書●年金手帳</td></tr></table> <p style="background-color: #f0f0f0; border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">（1）と（2）の両方が必要となります！！</p>	①いづれか1点のみご用意ください	②いづれか2点をご用意ください	<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳●療育手帳●精神障害者保健福祉手帳●運転免許証●パスポート●住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none">●保険証（公的医療保険の被保険者証）●特別児童扶養手当証書●児童扶養手当証書●年金証書●自立支援医療受給者証（精神通院医療）●生活保護受給証明書●年金手帳	
①いづれか1点のみご用意ください	②いづれか2点をご用意ください				
<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳●療育手帳●精神障害者保健福祉手帳●運転免許証●パスポート●住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none">●保険証（公的医療保険の被保険者証）●特別児童扶養手当証書●児童扶養手当証書●年金証書●自立支援医療受給者証（精神通院医療）●生活保護受給証明書●年金手帳				

代理人（ご本人様以外）が窓口で手続きをする場合、上記に加え、下記持ち物が必要です。

【代理人の持ち物】（アトイの両方が必要となります！！）

ア. 代理人（窓口に来る方）の本人確認書類（上記B（2）を参照）

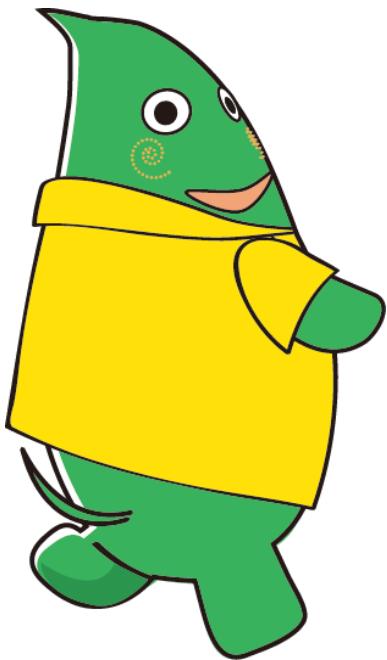
イ. 代理権確認書類（下記①または②のどちらか）

①「委任状」

② ご本人様に対し一に限り発行・発給された書類（上記Aの「個人番号カード」やB（2）の「本人確認書類」など）

※法律の改正により、マイナンバーの通知カード（紙製）は令和2年5月25日をもって廃止されましたが、
記載事項が住民票と一致している場合には使用できます。

※氏名や住所等に変更があり、その情報が記載されていない通知カードはお使いいただくことができません。



大和市イベントキャラクター
「ヤマトン」

**精神科に通院されている方の地域生活ハンドブック
～制度と福祉サービスのご案内～**

令和6年6月発行

【発行者】

大和市 障がい福祉課

電話：046-260-5667（直通）

FAX：046-262-0999

〒242-8601 神奈川県大和市鶴間1-31-7
(大和市保健福祉センター5階)

受付時間：土・日・祝祭日・年末年始を除く 8時30分～17時15分